### 支出に当たっての留意点②

・交付金を支出する際には、交付金で支出可能か、下記を参考として十分に確認を行ってください。不適切な支出があった場合、交付金返還の対象となる場合があります。

**支出費目**

**交付金の支出対象とならない経費**

| 番号 | 項　目 | 具　体　例 |
|---|---|---|
| 1 | 農業者の営農活動にかかる経費 | ・営農活動に必要なポンプの電気代など農業水利施設の運転経費<br>・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費 |
| 2 | 多面的機能の発揮と関連しない経費 | ・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用<br>・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等 |
| 3 | 他団体への寄付 | ・他団体への寄付・助成<br>・他団体の経常的運営に必要な経費 |
| 4 | 他事業の地元負担への充当 | ・他事業による施設整備・補修等の地元負担 |
| 5 | 管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費 | ・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費<br>※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象にすることができる場合があるので、市町村に相談のこと |
| 6 | 自ら実施する必要があるものに要する経費 | ・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用 |

**注意するべき不適切な実施例**

**[ 本交付金の活動以外への支出や活動以外でも使用するものへの支出 ]**

・本交付金の活動と関係性のない食料品、日用品、物品、日当等へ支出している。
・本交付金の活動以外にも使用している事務用品等へ支出している。
・認定農用地の区域外で活動している。
・河川、道路等管理者が別途存在し管理する土地での活動へ支出している。
・活動組織設立以前（総会前）の活動へ支出している。

※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。ただし、法令等に基づいて定められた管理者が管理する施設のうち、慣行として地域で管理すべき水路等の施設や農用地と一体的に管理しているものについては、共同活動の対象とすることができる場合があります。





# 多面的機能支払ネットワーク通信

発　行　宮崎県多面的機能推進協議会
（宮崎県土地改良事業団体連合会内）
TEL 0985-24-3361　FAX 0985-29-9107
HP http://nouchimizu-kyougikai.com/

2023.11 November

目　次

1. 共同作業における安全管理の徹底について・・・・・・・・・・1
2. 交付金の支出に当たっての留意点・・・・・・・・・・3

## 1. 共同作業における安全管理の徹底について

### （１）事故発生件数について

昨年度は、令和３年度と同数の１０件の事故が発生しており、過去５年間で最多となっています。内容を見ても、入院を伴うような大きな事故が複数あり、一歩間違えば、命に関わるような事故になりかねません。今年度に入ってからも、すでに３件の事故が発生しています。

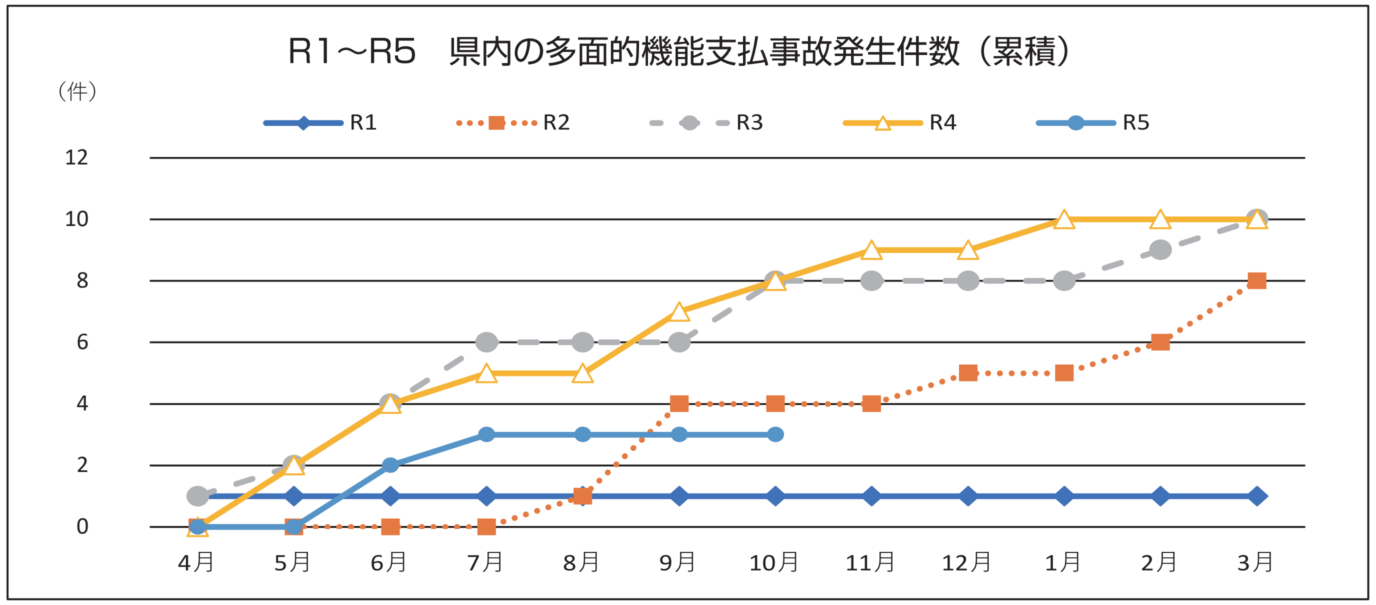


| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| R2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 8 |
| R3 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 10 |
| R4 | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 10 |
| R5(※) | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 3 |

(※)R5については、10月末までに報告のあった件数

### （2）活動作業中の安全確保について

**各組織においては、作業中の事故防止のため、作業開始前に「共同活動の安全のしおり」で事前チェックを行い、草刈り機など機械の安全な使用方法を周知徹底するなど、作業者の安全対策をしっかり行いましょう。**また、事故が発生してしまった場合に速やかに対応するため、活動は必ず複数名で行うようにしてください。

**特に、異常気象後の見回りについては、洪水、台風、地震等の異常気象が収まり、安全を確保した上で、必ず複数名で行ってください。**異常気象により、見えない箇所が崩れていたり、滑りやすくなっており、事故発生の可能性が高まっています。

（※農林水産省ホームページ「共同活動の安全のしおり」で検索）

## 作業者の安全対策をしっかり行いましょう！

（イメージ）

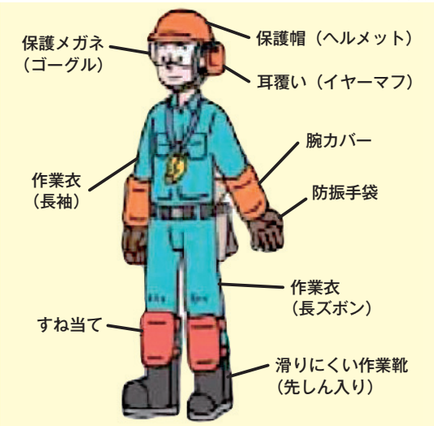


多面的機能支払交付金で購入可能です。

**【対策のポイント】**

- **保護帽やヘルメット、手袋、安全靴、保護メガネまたはフェイスシールド、イヤーマフ、すね当てなどを装着します。**
- **エンジンに触れた時の火傷、刈刃の交換時の切り傷を防ぐためにも必ず手袋を装着しましょう。**

### ①「活動前」のポイント

- 傷害保険には必ず加入しておきましょう！
  → 「万が一」のためのサポートです。
- 作業前の現地確認を行いましょう！
  → まわりに危険なものがないか複数名で確認します。
- 活動を始める前は、「準備体操」を必ず行いましょう！
  → ケガの予防です。
- 「ヘルメット」や「安全靴」、「手袋」など、安全用具を必ず着用しましょう！
  → 危険から身を守るためです。

### ②「活動中」のポイント

- 必ず「複数」で活動しましょう！
  → 事故発生の際、速やかにサポートするためです。
- 時間を区切って、「適切に休憩」や「水分補給」をしましょう！
  → ３０分作業につき、５～１０分休憩します。
- 無理な作業はやめましょう！
  → 体がいちばん大事です。あまり頑張り過ぎないように・・・



### ③ 不幸にも、事故が起こってしまった時のポイント

- 急を要する場合は、迷わず救急車を呼びましょう。
- 迅速かつ適切な医療処置を行いましょう！
  → 早期回復のためです。
- 速やかに、市町村に事故の状況を報告しましょう！
  → お困りのみなさまをいち早くサポートするためです。

## 2. 交付金の支出に当たっての留意点

**今一度、「不適切な支出になっていないか」確認して支出しましょう！！**

### 金銭出納簿

・金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管する必要があります。
・保管すべき書類のうち、電磁的記録（データ）により保管可能なものは、電磁的記録によることができます。その際、不鮮明なデータとならないこと、バックアップを作成すること、データの改ざん防止措置を行うことが重要です。

### 支出に当たっての留意点①

○購入・リース費
・機械や事務機器の購入に当たっては、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。購入した機械や事務機器については、財産管理や目的外使用防止を徹底しましょう。
・購入・リースした機械等を多面的機能支払の活動以外に使用した場合、購入・リース費として支払った経費の返還が生じる場合があります。

○外注費
・本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
・外注を行う場合には、３者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めましょう。

### 注意するべき不適切な実施例

**[ 作業委託（外注）等の際に見積徴収を行っていない又は見積徴収先が３者未満 ]**

・外注等（機械リース、機械の購入、事務委託、作業（工事）委託）の際に見積徴収を実施していない。
・外注等の際の見積徴収先が、３者未満となっている。

※上記に該当する場合、原則として3者以上から見積徴収を行うよう、今後対応を改善する必要があります。